



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0035

住 所 千葉県茂原市下永吉796

氏 名 医療法人社団 東光会 茂原中央病院
理事長 中村 毅
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-24-1191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団 東光会 茂原中央病院
事業場の所在地	千葉県茂原市下永吉796
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P-医療, 福祉
② 事業の規模	165床
③ 従業員数	297人
④ 特別管理 産業廃棄物の 一連の処理の工程	別紙の通り



(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	58.818 t	t
	（これまでに実施した取組） ・医療廃棄物に関しての感染性・非感染性についての分別を職員に対して周知徹底させ、減量化を図る。 ・病院作成の感染性廃棄物処理計画書に従い、運用に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	49 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・注射針等の医療廃棄物使用量削減の目標を掲げて減量化を図る。 ・上記、現状の取り組みを引き続き、継続して減量化を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・紙オムツ・ガーゼ類：専用バイオハザードダンボールにて保管。 ・注射針・注射器等の医療廃棄物：専用針捨てBOX・容器にて保管。 ・感染性廃棄物の保管場所をそれぞれ分別して保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状維持。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	58.818 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	58.818 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、中和・無害化処理を実施している。 ・委託先との連携を強化。		

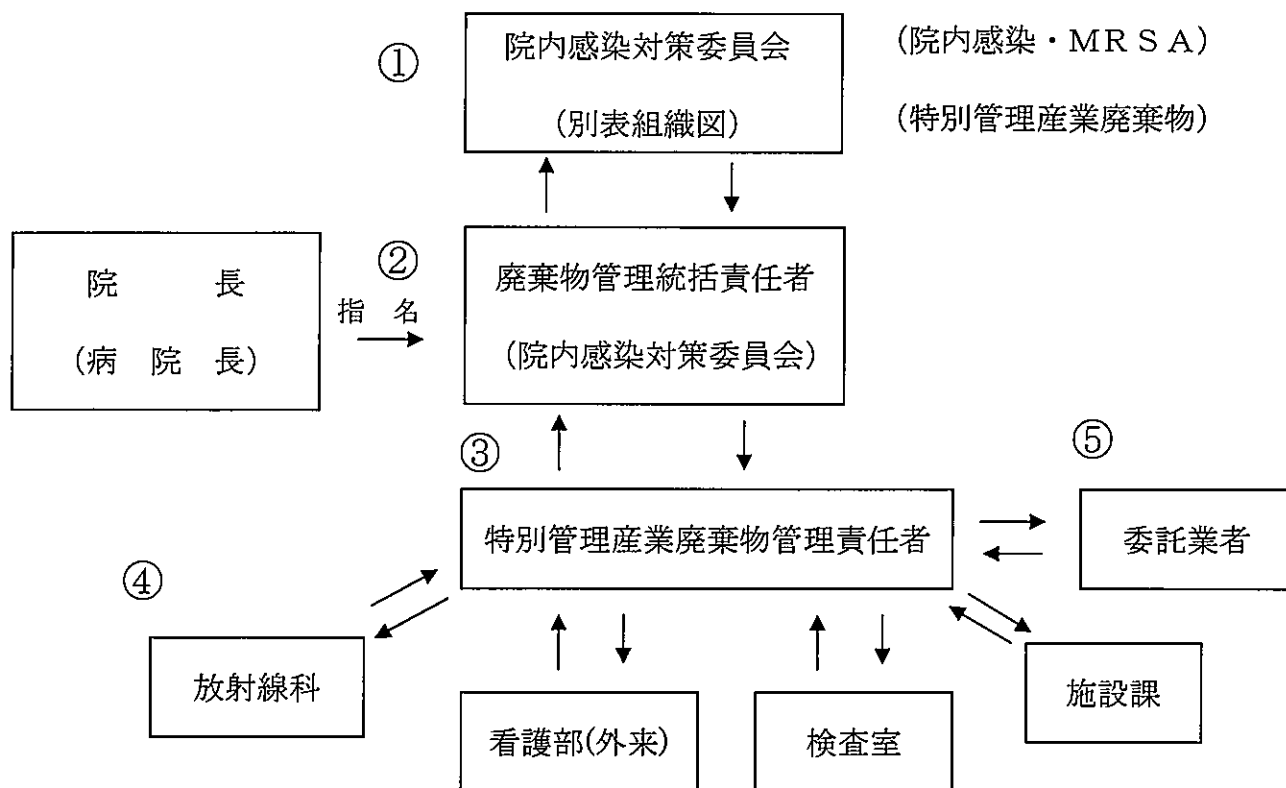
(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	49 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	49 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・現状維持。 ・上記、現状の取り組みを引き続き、継続して減量化を図る。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	58.818	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	・電子マニフェスト移行について、具体的な登録準備を行う様、努める。 ・処理業者について電子マニフェスト対応可能な事業者と連携を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

2. 管理組織



- ① 院内感染対策委員会の役割
 - ・ 中・長期的な処理計画の策定を行う。
 - ・ 管理規定の作成（変更）を行う。
 - ・ 各部門の懸案事項の調整を図る。
 - ・ 廃棄物に関する全般的（減量化・資源化・設備・処理方法・委託等）の決定を行う。
- ② 廃棄物管理統括責任者の役割
 - ・ 院長より指名を受けた管理統括責任者は、廃棄物に関する病院内の最高責任者であり特別管理産業廃棄物管理責任者、各部門、委託業者からの報告を受け定期的に又は必要に応じて院内感染対策委員会を招集する。
- ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割
 - ・ 各部門からの報告や懸案事項を廃棄物管理統括責任者に報告するとともに、廃棄物に関する実務的な業務の責任者となる。
- ④ 各部門の役割
 - ・ 廃棄物の減量化に努め、針刺し等の事故に注意して適切な取扱いを行う。
職員からの報告や懸案事項を特別管理産業廃棄物責任者に報告するとともに、廃棄物の現場責任者となる。
- ⑤ 委託業者の役割
 - ・ 当院の医療廃棄物の運搬・処理を法に従い、適正に業務を行う。

〔特別管理産業廃棄物の一連の処理工程フロー〕

感染性廃棄物(58.818t)

発生場所

外来処置室

看護部病棟

検査科

種類

1. 血液等、血液製剤
2. 手術等により排出される病理廃棄物
3. 血液が付着した鋭利なもの
4. 病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具、培地
5. その他血液が付着したもの
6. 廃プラ、チューブ、脱脂綿、ガーゼ等
7. オムツ類

梱包

1. プラスチック容器 (液状又は泥状物)
2. プラスチック容器 (固形状物)
3. プラスチック容器 (鋭利な物、バイアル・アンプルビン等)
4. 黒ゴミ袋 (オムツ類)

表示

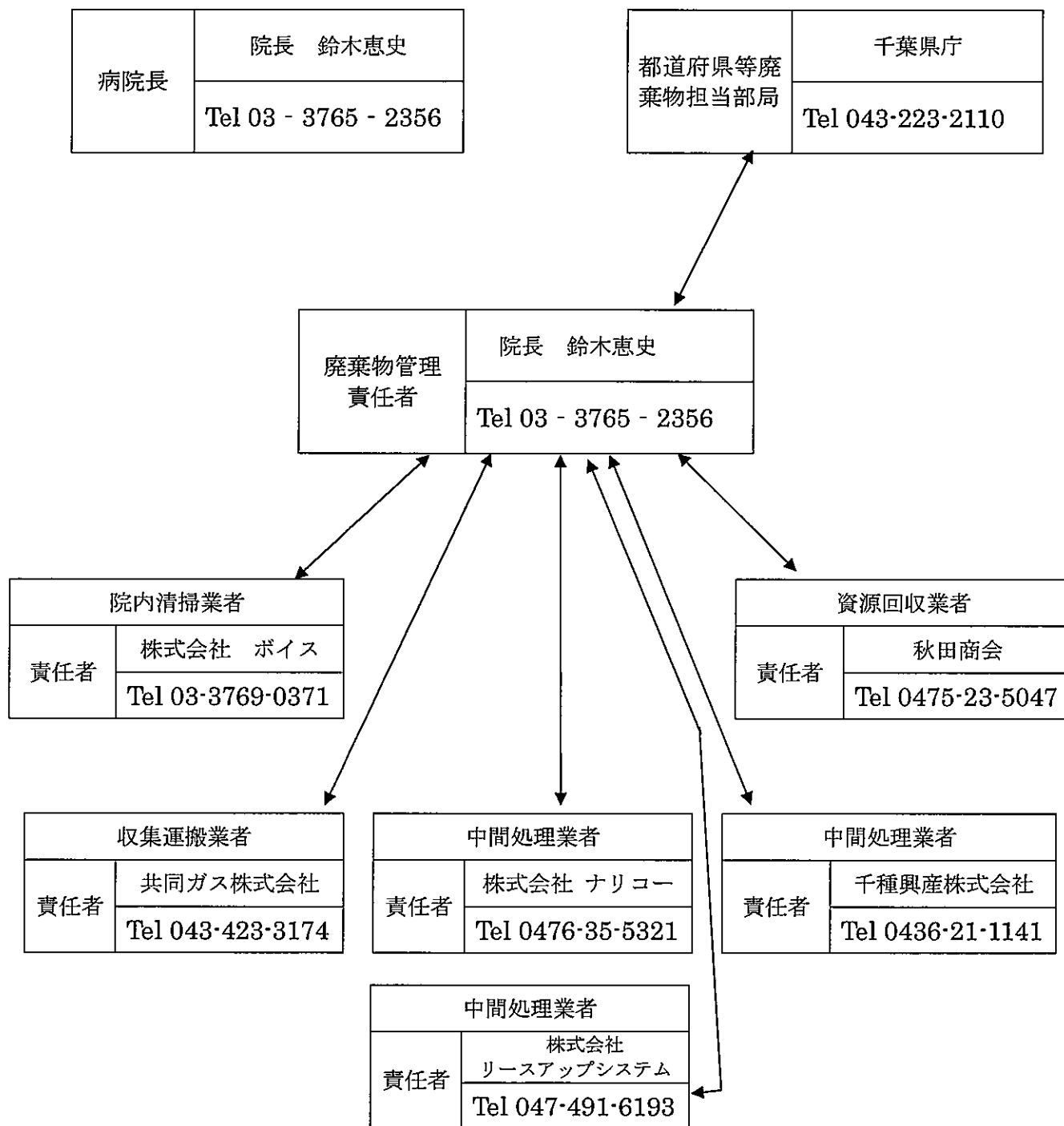
1. プラスチック容器 (液状又は泥状物) (バイオハザードマーク 赤)
2. プラスチック容器 (固形状物) (バイオハザードマーク 橙)
3. プラスチック容器 (鋭利な物) (バイオハザードマーク 黄)
4. ダンボール (オムツ類) (バイオハザードマーク 橙)

感染性廃棄物の発生した各部署にて指定された保管庫へ責任を持って搬送。

収集運搬業者委託(週 3 回)

処理委託

2. 緊急時の連絡体制に関する事項



保管場所略図



職員駐車場

川